議　第　93　号

伊豆市沼津市衛生施設組合規約の一部変更について

地方自治法第 286条第１項の規定により、伊豆市沼津市衛生施設組合規約の一部を変更する規約を次のように定める。

令和８年11月19日提出

沼津市長　　賴　重　秀　一

伊豆市沼津市衛生施設組合規約の一部を変更する規約

伊豆市沼津市衛生施設組合規約（昭和39年静岡県指令地第 404号）の一部を次のように変更する。

第12条を第13条とし、第５章中同条の前に次の１条を加える。

（解散による事務の承継）

第12条　組合の解散に伴う事務の承継については、関係市の議会の議決を経てする協議をもって定める。

附　則

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行する。

「提案理由」

伊豆市沼津市衛生施設組合の解散に伴い、事務の承継に関する規定を追加するものである。